

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	— (第一回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	にかほ市 (05214)
地域名 (地域内農業集落名)	釜ヶ台 (釜ヶ台、冬師、下坂、上坂)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	409.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	239.6 ha
② 田の面積	180.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	19.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	23 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は本市北東部に位置し、標高約350mの豪雪地帯にある。20a程度のほ場が主で、埋もれ木の発掘作業により荒廃地となったほ場が点在している。農業法人や集落営農組織はあるが若い担い手がいけない状況で、農業者の平均年齢は年々上昇し、60歳以上が7割を占めている。農地は担い手を中心に集積しており、集積から集約への更なる土地利用の効率化が求められている。農業経営は米を主として、大豆・そばなどを転作田に作付けしている。地域の転作の大部分を占めている大豆やそばは、水田活用の直接支払交付金の影響が大きく今後の動向を注視していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農業法人や集落営農組織を中心に集積・集約化を進め、規模拡大や作業効率向上を図るためにほ場整備の推進を検討し、米、大豆、そばを中心とした地域農業を基盤としながら、寒冷地という地理的条件を活かし、高収益となるリンドウの園芸作物を推進する。また農道や水路等の機能維持管理のため、多面的機能支払交付金や中山間地域直接支払交付金を継続して活用し環境保全に努める。

地域では空き家が増加していることから、若い担い手を育成・確保するため、空き家を有効活用した移住促進に力を入れていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
今後高齢化により離農件数が増加することが予想され、市・農業委員会・JAで離農等の情報を共有し拡大意欲のある担い手への集積を図る。担い手に集積できなかった農地は地域外から経営体を呼び込み集積する。耕作が難しい農地は多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用して最低限の景観維持に努める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	30	%	将来の目標とする集積率 30 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構を通じて担い手を中心に集積・集約化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用し、農業法人や集落営農組織を地域の中心的な担い手として、農地の集積・集約化を図る。また、高齢化や機械老朽化などで継続が困難になった場合には、既存の経営体を中心になって引き受け農用地を確保する。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
本地区全体の農地を農地中間管理機構に貸付し、担い手の経営意向に配慮しつつ、段階的に計画的な農地の集積・集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、未整備田の区画化・汎用化等のための基盤整備を推進し集積・集約化に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
行政を中心に関係機関が連携し集落営農組織の法人化を支援する。また、栽培技術の支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 地域計画及び目標地図の周知を図り、地域の理解増進に努め、目標地図に位置づけられてない経営体による耕作を妨げない。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
JAでは、地域の水田農業を守るため、作業受託(耕起、代掻き・田植え、防除・稲刈り)などを検討している。令和7年度にモデル地区を選定し、令和8年度から本格的な実践を目指している。繁忙期の人材不足の確保として、地域住民に対してサービスの周知を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう檻を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
④大豆やそばが連続して作付けられている水田は、畑地化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
1 集	集落営農組織A	水稻,大豆	29 ha	ha	水稻,大豆	29 ha	ha		
2 集	集落営農組織B	水稻,大豆	26 ha	ha	水稻,大豆	26 ha	ha		
3 認就	認定新規法人A	水稻,野菜,そば	25.4 ha	ha	水稻,野菜,そば	25.4 ha	ha		
4 認農	認定法人A	水稻,大豆	17 ha	ha	水稻,大豆	17 ha	ha		
5 認農	認定法人B	そば	6.7 ha	ha	そば	6.7 ha	ha		
6 認農	認定個人A	水稻	4.8 ha	ha	水稻	4.8 ha	ha		
7 認農	認定個人B	水稻,野菜,大豆	4.8 ha	ha	水稻,野菜,大豆	4.8 ha	ha		
8 認農	認定個人C	水稻,野菜,花き	3.3 ha	ha	水稻,野菜,花き	3.3 ha	ha		
9 認農	認定個人D	水稻,花き	2.3 ha	ha	水稻,花き	2.3 ha	ha		
10 利用者	利用者個人A	水稻	1.2 ha	ha	水稻	1.2 ha	ha		
11 認農	認定個人E	水稻,野菜,花き	0.7 ha	ha	水稻,野菜,花き	0.7 ha	ha		
12 認農	認定個人F	野菜,花き	0.6 ha	ha	野菜,花き	0.6 ha	ha		
13 利用者	利用者個人B	水稻,野菜	0.1 ha	ha	水稻,野菜	0.1 ha	ha		
14 認農	認定個人G	酪農,肉用牛	ha	ha	酪農,肉用牛	ha	ha		
15			ha	ha		ha	ha		
計	14経営体		121.9 ha	ha		121.9 ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

釜ヶ台地区 目標地図

